

情報提供

那医発第 195 号
令和 8 年 6 月 9 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗

常任理事 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「固形腫瘍を対象とした遺伝子パネル検査の取扱いについて」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

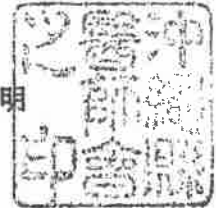
沖医発第 411号

令和 8年 6月 8日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会

副会長 平安 明



固形腫瘍を対象とした遺伝子パネル検査の取扱いについて

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせいたします。

本件は、固形腫瘍を対象とした遺伝子パネル検査の取扱いについての通知となっております。

固形腫瘍を対象とした遺伝子パネル検査の取扱いについては、「遺伝子パネル検査の保険適用に係る留意点について」（令和元年 5 月 31 日付け厚生労働省健康局がん・疾病対策課 厚生労働省医業・生活衛生局医薬品審査管理課 厚生労働省医業・生活衛生局医療機器審査管理課 厚生労働省保険局医療課 事務連絡）として周知されているところです。

今般、令和 8 年度診療報酬改定が令和 8 年 6 月 1 日より施行されることに伴い、Q&A が厚生労働省より示されております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴会会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 固形腫瘍を対象とした遺伝子パネル検査の取扱いについて

（令和 8 年 5 月 29 日（日医発第 421 号）（保険））

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局保険課：赤嶺

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

hokenka@okinawa.med.or.jp

日医発第421号（保険）
令和8年5月29日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
（公印省略）

固形腫瘍を対象とした遺伝子パネル検査の取扱いについて

固形腫瘍を対象とした遺伝子パネル検査の取扱いについては、「遺伝子パネル検査の保険適用に係る留意点について」（令和元年5月31日付け厚生労働省健康局がん・疾病対策課 厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課 厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課 厚生労働省保険局医療課 事務連絡）として周知されているところです。

今般、令和8年度診療報酬改定が令和8年6月1日より施行されることに伴い、Q&Aが厚生労働省より示されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

固形腫瘍を対象とした遺伝子パネル検査の取扱いについて
（令和8年5月29日 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

事 務 連 絡

令和 8 年 5 月 29 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

固形腫瘍を対象とした遺伝子パネル検査の保険診療上の取扱いについて

標記につきまして、別添のとおり、厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課、医薬局医薬品審査管理課及び医薬局医療機器審査管理課より事務連絡が発出されましたが、保険診療上も同様に取扱うこととしましたので、十分御了知の上、遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

事務連絡
令和8年5月29日

都道府県衛生主管部（局）
薬務主管課（部）
がん対策担当課（部）

御中

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課
厚生労働省医薬局医薬品審査管理課
厚生労働省医薬局医療機器審査管理課

固形腫瘍を対象とした遺伝子パネル検査の取扱いについて

固形腫瘍を対象とした遺伝子パネル検査の取扱いについては、「遺伝子パネル検査の保険適用に係る留意点について」（令和元年5月31日付け厚生労働省健康局がん・疾病対策課 厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課 厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課 厚生労働省保険局医療課 事務連絡）として周知したところです。

今般、令和8年度診療報酬改定が令和8年6月1日より施行されることに伴い、同日より別添のとおり取り扱うことといたしますので、御了知の上、貴管内関係業者等への周知方御配慮願います。

<別添>

問 「日本臨床腫瘍学会・日本癌治療学会・日本癌学会合同 次世代シーケンサー等を用いた遺伝子パネル検査に基づくがん診療ガイドランス（第2.1版 2020年5月15日）」（以下、「3学会ガイドランス」という。）に基づき、遺伝子パネル検査の対象となる患者であって、コンパニオン検査が存在する遺伝子の異常について、当該遺伝子パネル検査を用いて確認された場合、当該遺伝子異常に係る医薬品投与に際して、改めてコンパニオン検査を用いた遺伝子異常の確認を行う必要があるか。

（答） 遺伝子パネル検査後に開催されるエキスパートパネルが、添付文書・ガイドライン・文献等を踏まえ、当該遺伝子異常に係る医薬品投与が適切であると推奨した場合（二次的所見を疑う病的変異が検出されず、関連学会の定める指針に従い、検査により得られた遺伝子変異に基づいて投与可能な医薬品が存在する場合であって、エキスパートパネルを省略する場合を含む。）であって、主治医が当該医薬品投与について適切であると判断した場合は、改めてコンパニオン検査を行うことなく当該医薬品を投与しても差し支えない。

なお、この場合の遺伝子パネル検査に用いられる検体は、3学会ガイドランスにおいても「生検等が可能である場合には、遺伝子パネル検査実施のために必要な検体を採取するが、採取困難な場合はこの限りではなく、診断時等の保存検体を使用しても良い。」と記載されていることを踏まえ、再生検が困難な場合には、保存検体を使用しても差し支えない。